

競審委 2018-001a
2018年2月26日
日本ライフセービング協会
競技運営・審判委員会

「水着に関する規定」の競技規則への統合について

ライフセービング競技規則 2016年版において、水着に関する規定は競技規則の一つとして「第7章 器材の規格」に含まれています。これに伴い、これまで競技規則とは別に JLA ウェブサイトで公開していた「水着に関する規定」（2010年1月制定）を廃止します。

今後は「競技規則 第7章 11. 水着」の規定をご参照ください。

（解説）

過去の競技規則には水着に関する詳細な規定が含まれていなかったため、競技規則とは別に「水着に関する規定」（2010年1月制定）を制定し JLA ウェブサイトで公開していました。その後、水着に関する詳細な規定は、競技規則 2014年版では「第9章 付録」の1つとして、続く競技規則 2016年版では「第7章 器材の規格」の1つとして競技規則の中に記載されました。これにより、競技規則に記載された規定と、別途制定公開した「水着に関する規定」の2つが同時に存在することになりました。2つの内容は基本的に同じではありますが、表現に多少の差がありました。そこで混乱を避けるため、これまで JLA ウェブサイトで公開していた 2010年1月制定の「水着に関する規定」を廃止し、今後は競技規則に記載された規定に一本化することとしました。

以上。

■履歴

2018年02月05日 作成：競審委 2018-001

2018年02月26日 文章を修正し、解説を追加：競審委 2018-001a